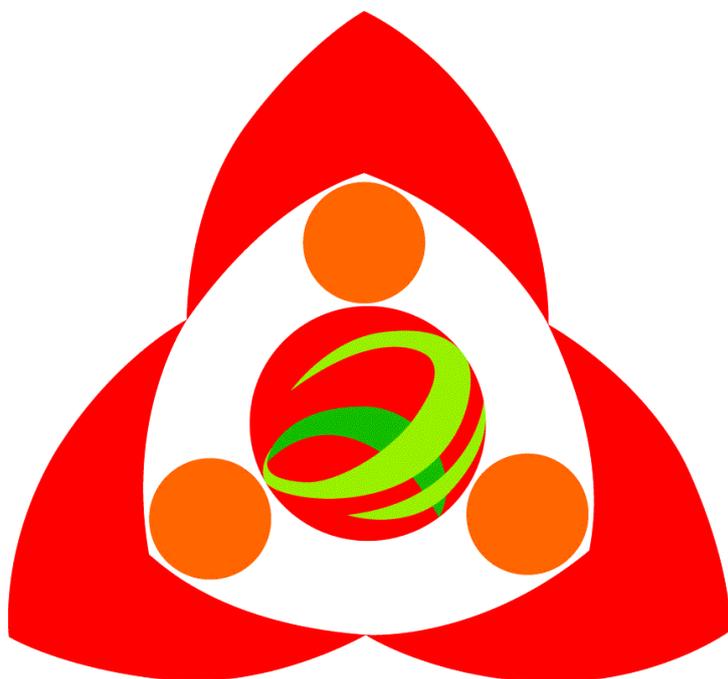


進路の手引き



「明るく 素直で たくましく」

沖縄県立 宮古特別支援学校

〒906-0002 沖縄県宮古島市平良字狩俣 4005-1

TEL (0980) 72-5117

FAX (0980) 72-5320

ホームページ <http://www.miyako-sh.open.ed.jp>

***** 目 次 *****

手引きを読み進める前に ①【社会参加・自立のために】 【職業準備性】
②【キャリア教育と進路指導】

1	宮古特別支援学校の進路指導およびキャリア教育	
	(1) ライフステージを考えよう	1
	(2) 社会人になるまでの流れ 幼稚部→高等部	2
	社会人になるまでの流れ 高等部→卒業	3
2	障害者（児）への支援に関わるフローチャート	4
3	身体障害者手帳・精神障害者保険福祉手帳	5
4	療育手帳はお持ちですか（療育手帳の交付）	6
5	手当、年金、共済制度	7
6	医療サービス	8
7	税金、各種料金の減免・割引	9
8	その他のサービス	10
9	あなたの進路はどのタイプ？	11
10	障害者総合支援法のサービス内容・手続き	13
11	福祉サービス事業所	16
12	就職するための支援機関	20
13	職業訓練	21
14	障害者雇用における各種支援制度	
	(1) ハローワークが窓口となっている制度	22
	(2) 沖縄障害者職業センターが窓口となっている制度	23
	(3) 沖縄雇用開発協会が窓口となっている制度	23
15	重度判定（重度知的障害者判定）について	24

社会参加・自立のために

卒業後の進路選択は、自らの生き方の選択につながります。
どのような進路をとっても、一人ひとりが社会の中で持てる力を十分発揮し、卒業後の生活が豊かで充実したものになることを誰もが願っています。

小学部、中学部の早い時期から、将来の社会参加・自立のために必要な力をつけ発揮できるように、学校教育全般において、また、家庭生活の中でも取り組みましょう。

働く準備は早すぎることはない！今からでも遅くない！！

職業準備性

職業準備性とは、どこの事業所で働くにしても必要とされる基礎的な能力や態度のことです。卒業するまでには、下記1～5までのヒューマンスキルを身に付けられるように取り組みましょう。

1. 心と身体の健康管理

服薬管理、通院、健康管理、病状理解、自己抑制等

2. 日常生活管理、基本的な生活リズム

金銭管理、規則正しい生活、就寝起床、食事・衛生管理等

3. 社会生活・対人技能

身だしなみ、会話、意思表示、感情コントロール、協調性、環境適応等

4. 基本的な労働習慣

ビジネスマナー、職場のルール、出勤状況、報連相、欠勤連絡、指示応答、安全管理

5. 職業適性

業務遂行・処理能力、作業速度、持続力、品質(クォリティー)、創意工夫等

キャリア教育と進路指導

(1) キャリア教育とは…「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成することを通して、キャリア発達を促す教育」です。(中教審「キャリア教育・職業教育特別部会」2011) キャリア(経験)を活かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育です。

(2) キャリア教育で身につけさせる力として…2006年11月文部科学省の「小学校・中学校・高等学校キャリア教育推進の手引」では、次のような内容(案)を示しています。

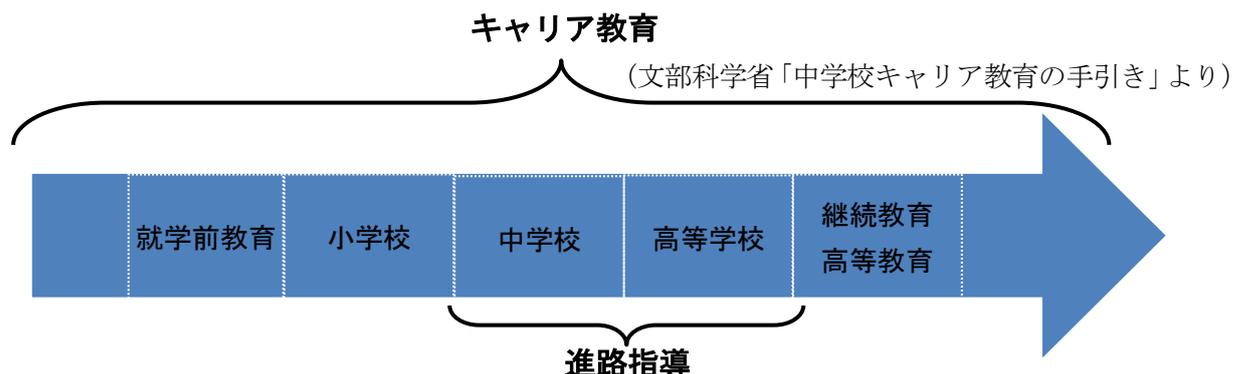
- ① 人間関係形成能力(他者の個性を尊重し、自己の個性を発揮しながら、様々な人とコミュニケーションを図り、協力・共同して物事に取り組む力)
- ② 情報活用能力(学ぶこと・働くことの意義や役割及びその多様性を理解し、幅広く情報を活用して、自己の進路や生き方の選択に生かす力)
- ③ 将来設計能力(夢や希望を持って将来の生き方や生活を考え、社会の現実を踏まえながら、前向きに自己の将来を設計する力)
- ④ 意思決定能力(自らの意思と責任でよりよい選択・決定を行うとともに、その過程での課題や葛藤に積極的に取り組み克服する力)

(3) 知的障害特別支援学校における「キャリア教育」では…児童生徒の障害の特性や発達段階に応じて、労働や就職・就労のみにとられず、自分でやることを増やしていこうとする態度・意欲(労働観)を育み、自らの生き方を主体的に考え、進路を適切に選択できる能力・態度(職業観)を育成します。

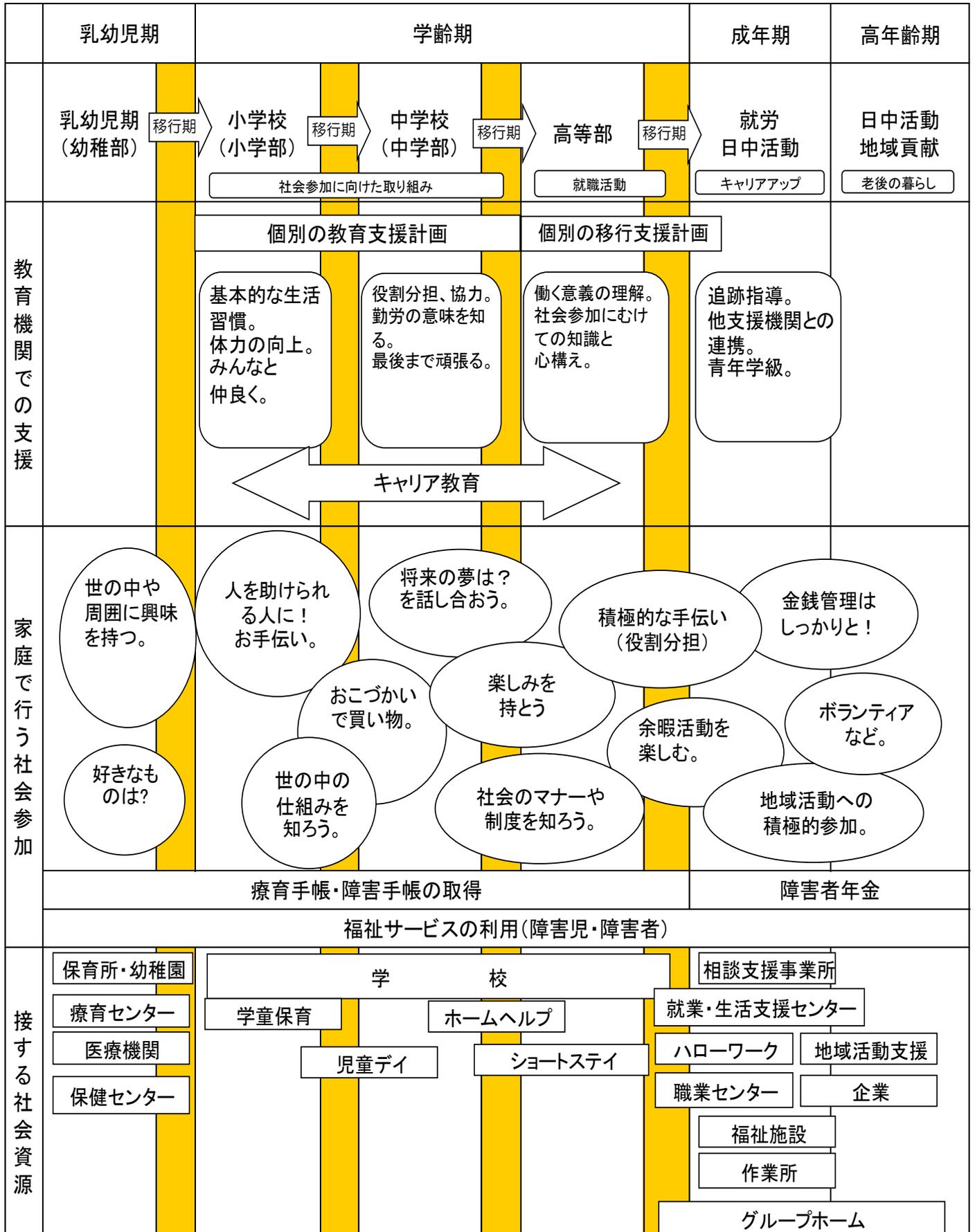
(4) キャリア教育と進路指導の関係

進路指導は、キャリア教育の中核をなすものです。

領域	進路指導	キャリア教育
対象	全ての中学生・高校生	全ての児童・生徒(学生)
習得すべき内容	将来の進路の選択、計画をし、就職または進学して、さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力	社会的・職業的自立に向け、必要な知識、技能、態度
実践の場	全教育活動	全教育活動
主たる目標	将来の進路の選択、計画をし、就職または進学して、さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力の伸長	社会的・職業的自立



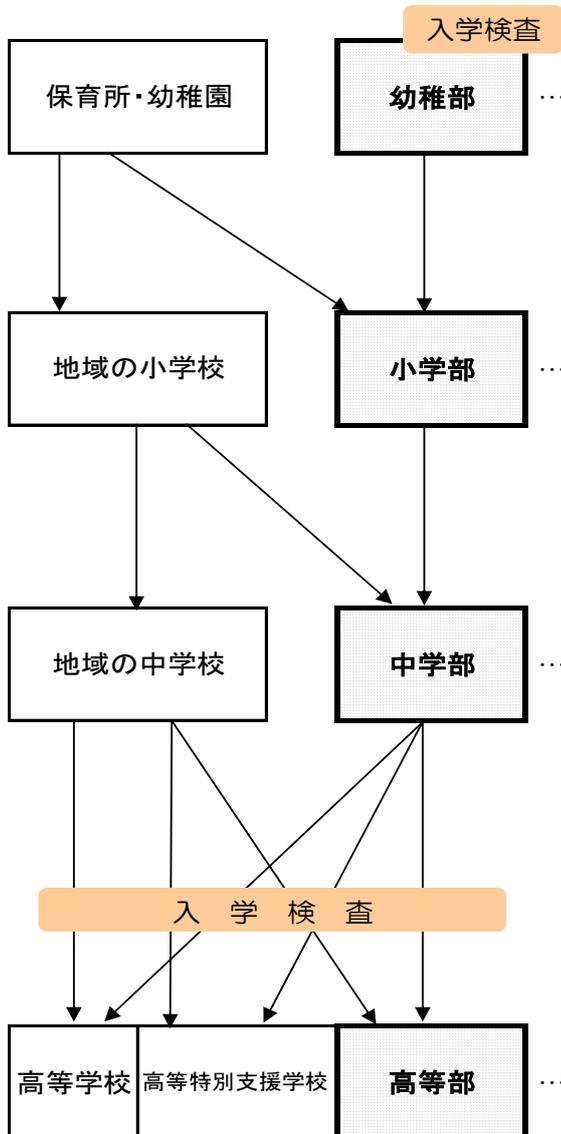
(1) ライフステージを考えよう



(2) 社会人になるまでの流れ 幼稚部 → 高等部

<地域の学校等>

<宮古特別支援学校>



入学検査

幼稚部 … 遊びを通して、生活経験の拡大および基本的な生活習慣の基礎、自発的に行動しようとする意欲を育てます。
※遊びの指導、日常生活の指導(日生)

小学部 … 基本的な生活習慣を中心に、日常生活の指導や体力づくりなどに取り組んでいます。また、体験学習や交流学习を通して社会性や豊かな人間性を育みます。
※日常生活の指導、自立活動(自立)
※中学部の校内実習、高等部の就業体験報告会を通し、「働くこと」を知る。

中学部 … 教科別、領域と教科を合わせた指導があります。その中で作業学習では勤労意欲を高め、働く力や生活する力を養います
※自立、各教科、領域・教科を合わせた指導、総合的な学習の時間(総合)
※社会見学、校内実習(8日間)
そして、将来自分が何になりたいのかを考え、進学先の選択を行います。

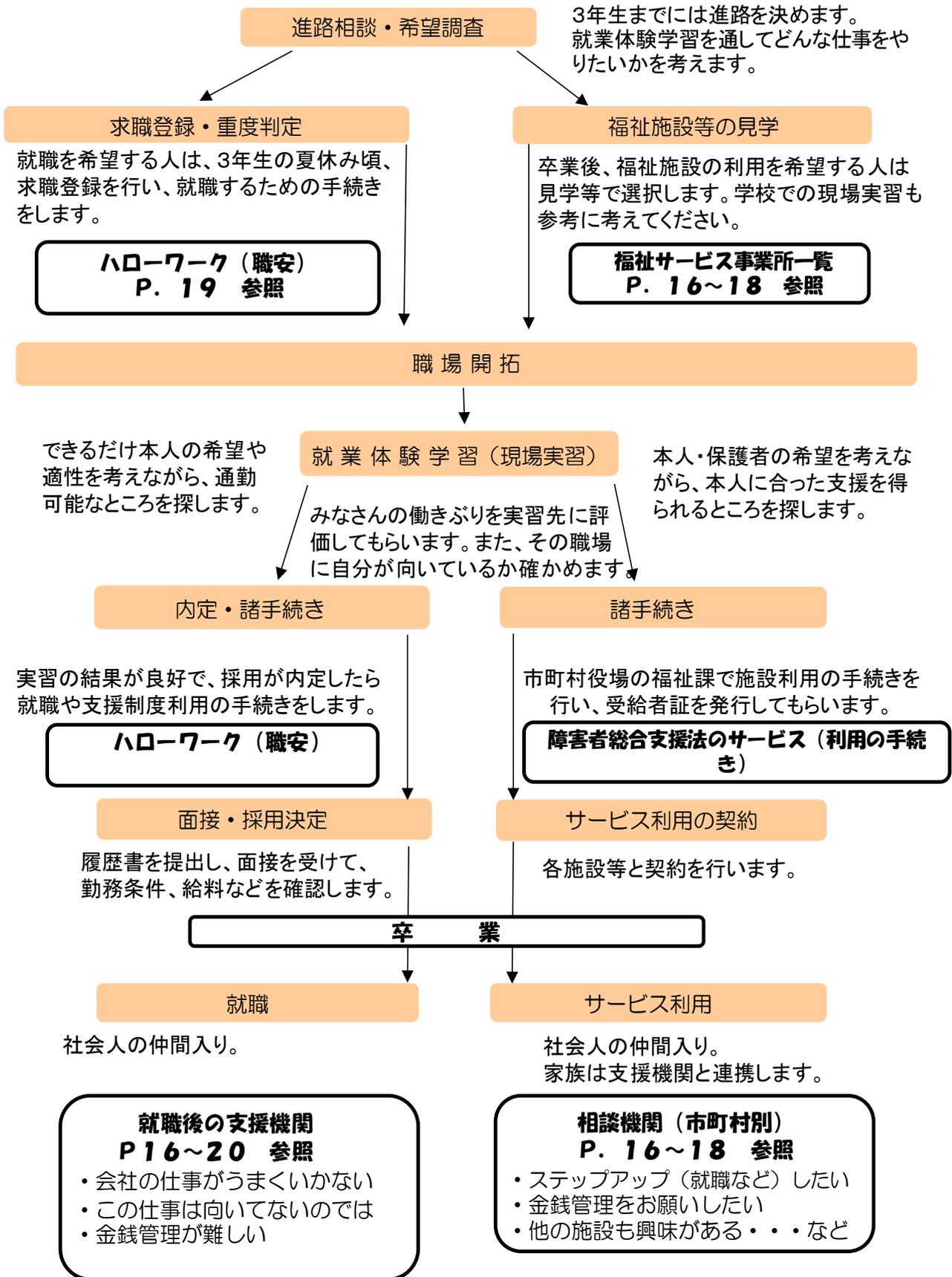
高等部 … 社会参加・自立を目標に、働く意義について理解を深め、働く力及び生活する力を養います
※各教科、自立活動、HR、総合的な探究の時間
※進路講話、卒業生講話
※就業体験学習
(1年生:校内実習)各2週間
(2・3年生:前期・後期とも校外実習)各2週間

進路相談・希望調査

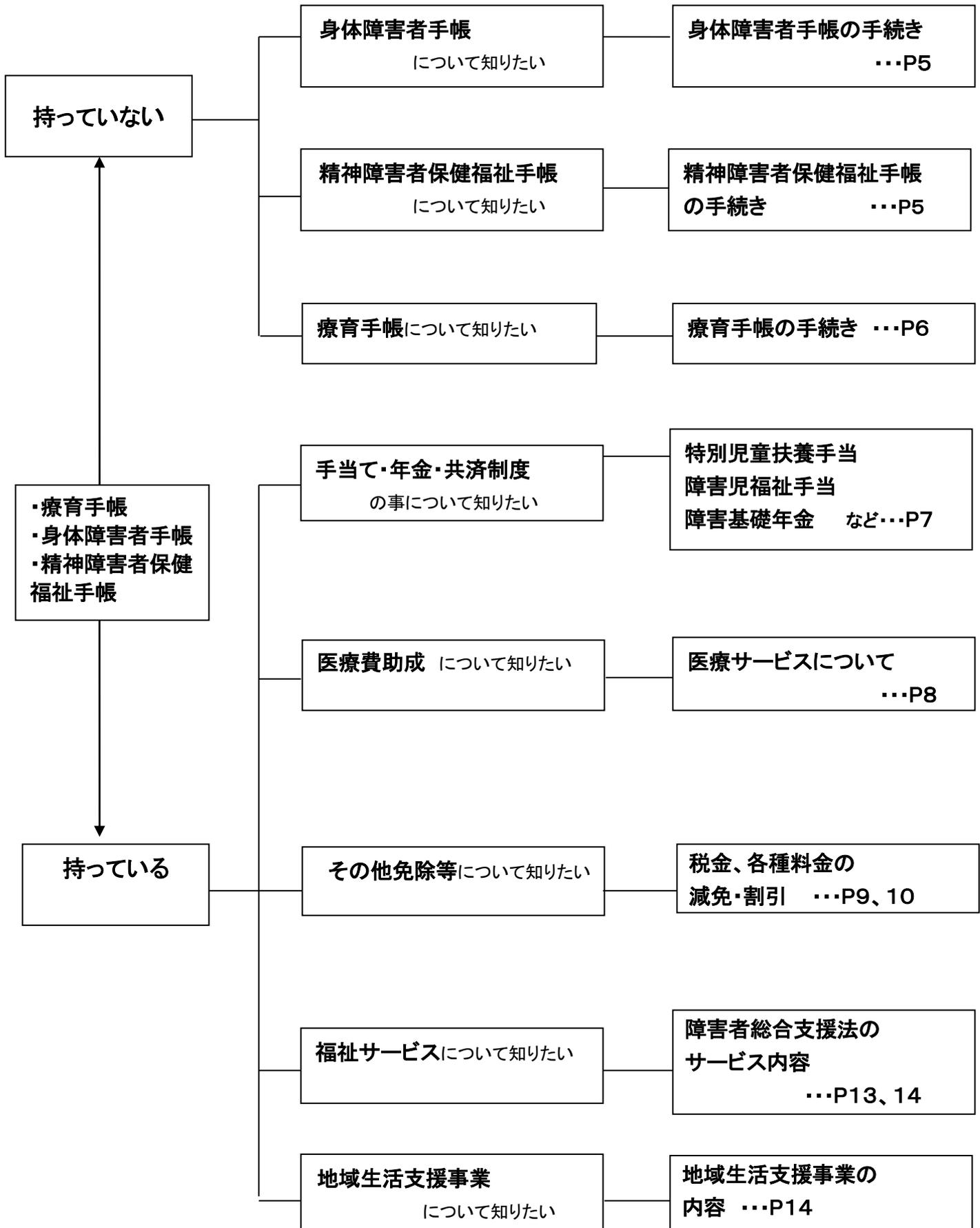
次のページへ



(2) 社会人になるまでの流れ 高等部 → 卒業



2 障害者(児)への支援に関わるフローチャート

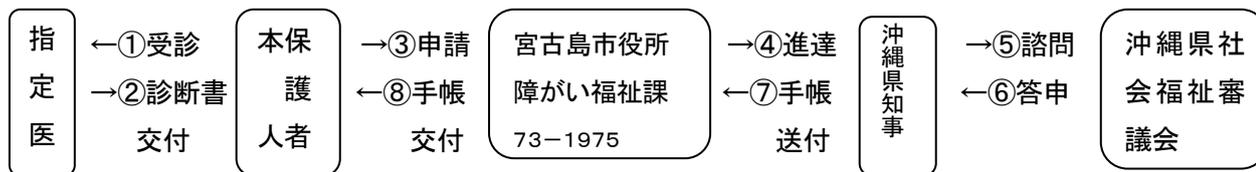


3 身体障害者手帳 ・ 精神障害者保険福祉手帳

身体障害者手帳 身体に障害のある方が、種々の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。手帳は重度の方から順に1～6級に区分され、交付されます。

【対象となる疾患】

- ・視覚機能障害 ・聴覚・平衡機能障害 ・音声・言語・そしゃく機能障害 ・肢体不自由
- ・心臓機能障害 ・じん臓機能障害 ・呼吸器機能障害 ・直腸・ぼうこう機能障害
- ・小腸機能障害 ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 ・肝機能障害



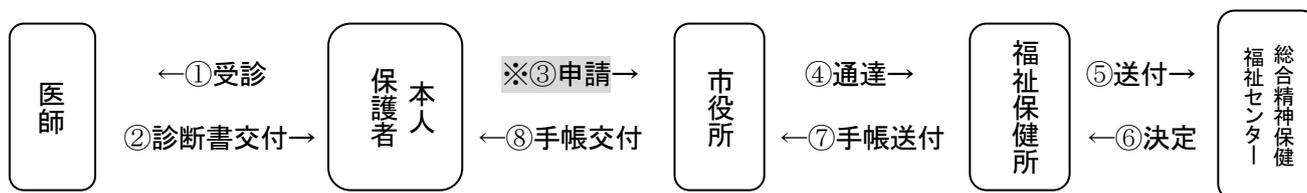
- (1) 指定医による身体障害診断書は、上記の障害ごとに診断書が異なるので福祉課よりもらう。
- (2) 交付申請書、印鑑と顔写真(たて4cm×よこ3cm、1年以内撮影、脱帽で背景無地)1枚を準備して、各市町村役場の福祉課で申請する。
- (3) 申請から約2ヶ月後に、手帳が交付されます。

精神障害者保健福祉手帳 精神に障がいを持つ方が、一定の障がいにあることを証明する手帳です。障がいの程度により1級～3級が 交付され、手当、福祉サービス及び支援を受けられるものがあります。

【対象者】 ・精神障がいのために、日常生活または社会生活に不自由のある方

- ・統合失調症・躁うつ病・てんかん・中毒 性精神病・認知症などの器質性精神病などの精神疾患
- ・初診日(はじめて病院にかかった 日)から6ヶ月以上たった日から申請可能

手続きの流れ

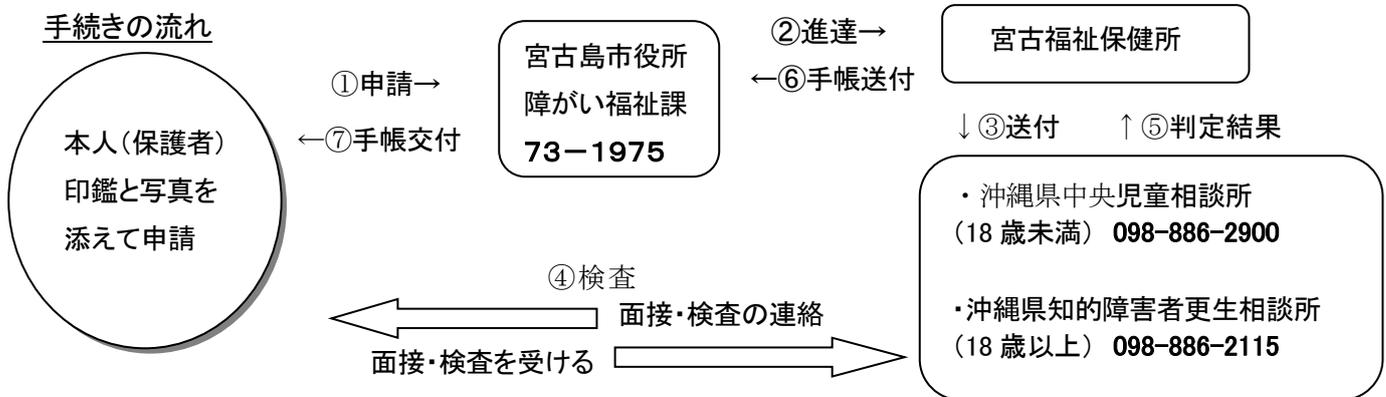


※申請に必要なもの

- ・申請書 ・医師からの手帳申請用の診断書 ・印鑑
- ・個人番号カード(または個人番号通知カードと身分証明書)

4 療育手帳はお持ちですか(療育手帳の交付)

療育手帳は、知的障がい者(児)が一貫した療育・援助を受け、この手帳を提示することにより、種々の福祉サービスを受けやすくすることを目的としたものです。障がいの程度により、最重度(A1)・重度(A2)・中度(B1)・軽度(B2)の4段階に区分されます。



- (1) 交付申請書、生育歴、印鑑、顔写真(たて4cm×よこ3cm、1年以内に撮影。脱帽で背景が無地)1枚を準備し、各市町村役場の福祉課で申請する。
- (2) 検査から約2ヶ月後に、役場で手帳が交付されます。

※宮古島での検査は、年に2回となっております。検査人数に限りがあるため、ご相談はお早めに。

受けられるサービス、援助

- ・ 福祉サービス、各種補助具の支給、貸与、各種の手当て、年金、医療助成の給付
- ・ バス、タクシー、飛行機など交通機関、公共料金の割引
- ・ 福祉施設、グループホームへの入所
- ・ 求職登録及び職場適応訓練などの援助制度、その他、療育手帳に掲載されている事項

ご注意下さい

- ・ 療育手帳は6～12年毎に判定を受けることになっています(必要のない方もいます)。期限切れになっている方は、児童相談所又は更生相談所で判定を受けて下さい。
- ・ 住所変更があった場合は、市町村役場まで届けてください。

各種手帳により受けられる制度や福祉サービス等は障害の程度によって様々です。

手引きのP7～P10に一部載せていますのでご参照ください。

詳しくは、宮古島市役所障がい福祉課へご相談ください。

5 手当、年金、共済制度

障害の程度、年齢によって違いはありますが、次のような手当や年金がありますので、該当する場合は必要な手続きをして下さい。

名称	概要	対象	問い合わせ窓口
特別児童扶養手当	身体、知的に障害のある児童の養育者に支給。児童福祉施設に入所している場合は支給できないなど支給制限あり。	20歳未満で最重度、重度、中度の障害がある。A1 A2 B1(療育手帳)1級～3級(身体手帳)詳細は問い合わせして下さい。	宮古島市児童家庭課 73-1966
障害児福祉手当	心身または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅障害児に支給。特別児童扶養手当の対象の障害児のうち、特に障害の重い児童が対象。特別扶養手当と併用可。入院が3ヶ月を超過した時点で停止となる。	20歳未満の重度障害児(支給制限あり)	宮古島市障がい福祉課 73-1975
特別障害者手当	心身または身体に著しい重度の障害があるために、日常の生活全てにおいて特別な介護を要する20歳以上の在宅障害者に支給される手当。入院が3ヶ月を超過した時点で停止となる。	満20歳以上の重度障害者(支給制限あり)	宮古島市障がい福祉課 73-1975
障害基礎年金 ※障害者手帳と障害年金では判定の基準が異なっているため、手帳の等級が年金の等級にはならない。	20歳から特別児童扶養手当がなくなり、本人への年金支給に切り替わる。年間78～98万くらい。国民年金に加入する。障害が特に軽い場合、本人の所得が多い場合はもらえない事がある。 ※障害厚生年金の問い合わせは沖縄社会保険事務所平良支所 72-3650	満20歳以上の障害者	平良年金事務所 72-3650 宮古島市市民生活課 72-3751
心身障害者扶養共済制度	保護者が生存中に掛け金を納付。保護者が死亡又は重度障害者になった場合残された障がい者に終身年金を支給。	心身障害児を持つ保護者	宮古島市障がい福祉課 73-1975
乳幼児医療費助成	乳幼児の入・通院(外来)に要するに医療費を地方自治体が支給	入院費は就学前まで、通院は4歳未満	健康増進課 73-1978
生活保護	生活に困窮する者を対象に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的としている。保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。		生活福祉課 73-1962

労災保険制度	労働者が業務中や通勤途中に負傷・疾病・障害・死亡した場合、労働者やその遺族のために必要な保険給付を行っている。	宮古労働基準監督署 72-2303
日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用のしかたや、お金のやり取り・管理などに困ったり不安を感じている障害者の方々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにお手伝いをする事業。「福祉サービス利用のためのお手伝い」「日常的金銭管理のお手伝い」「書類(通帳・印鑑)などの預かりサービス」などを提供。宮古島市社会福祉協議会が実施。	宮古地域福祉権利擁護センター 75-3955
生活福祉資金貸付制度	障害者や高齢者、低所得世帯の自立更生や在宅福祉、社会参加促進を図るための資金貸付と民生委員による援助指導。	宮古島市社会福祉協議会各支所
母子・寡婦福祉資金の貸付	子どもを修学させるのに必要な資金、技術の修得や療養中の生活維持のための生活資金の貸付制度。その他貸付制度あり。	児童家庭課 73-1966

6 医療サービス

(1) 重度心身障害者(児)医療費の助成

重度の心身の障害のある方が、病気やケガで治療を受けた際、医療費の一部が助成されます。助成を受けたい方は、申請し、重度心身障害者医療費受給者証の交付を受けてください。

お問合せ先 宮古島市障がい福祉課 73-1975

助成対象者 ①身体障害者：身体障害者手帳1級又は2級の方

②知的障害者：療育手帳A1(最重度)、A2(重度)の方

申請必要書類 身体障害者手帳または療育手帳の写し、印鑑、本人名義の通帳の写し、健康保険証
所得証明書

その他の医療費支援

I. 自立医療支援(更生医療)…身体障害者手帳を所持している18歳以上の方で、施術などにより、障害が改善または機能の維持が保たれる見込みがある場合、その医療費が給付される。

【対象となる医療内容】ペースメーカー植え込み術 人口透析など

II. 自立医療支援(育成医療)…身体上の障害を有する児童、または今ある疾患を放置すると、将来、障害を残すと認められる児童であって、確実な治療効果が期待できる者に対し、医療費の一部を給付する制度。本人が歩行困難と認められた場合には移送費が給付。

【対象となる医療内容】肢体不自由 視覚障害(斜視含む) 言語・そしゃく障害 心臓障害など

III. 自立支援医療(精神通院医療)…統合失調症やうつ病などの精神疾患のために、継続した通院治療を受ける方のために、医療費の一部を給付する制度。

(2) 重度心身障害児(者)全身麻酔下歯科治療事業(県)

重度の心身障害児(者)を対象に全身麻酔による歯科治療を行います。各年、年度始めに学校を通じて希望者を募っています。(宮古・八重山交互に実施)

問い合わせ：沖縄県障害保健福祉課 098-866-2190 *詳細はお住まいの各市町村の福祉課へ
沖縄県口腔衛生センター 098-879-8350

(3) 理学療法士・言語聴覚士のいる施設・病院

名 称	住 所・電 話 番 号
社会福祉法人 ユームツ会 身体障害者更生援護施設 青潮園(理)	宮古島市平良字下里2632-1 電話:72-7795
社会福祉法人ムサアザ福祉会 知的障害者厚生施設 ふれあいの里(言)	宮古島市平良字西仲宗根1327-1 電話:73-5305
沖縄南部療育医療センター	那覇市寄宮2-3-1 電話:098-832-3283
沖縄中部療育医療センター	沖縄市比屋根5-2-17 電話:098-932-6077
沖縄療育園	浦添市経塚714 電話:098-877-3478
那覇市療育センター	那覇市鏡原10-40 電話:098-858-5206
南部徳洲会病院(理・作・言) 電話:098-998-3221	オリブ山病院(理・作・言) 電話:098-886-2311
沖縄赤十字病院(理・作・言) 電話:098-853-3134	県立南部医療センター(理・作・言) 電話:098-888-0123
琉球大学附属病院 電話:098-895-3331	那覇市立病院(理) 電話:098-884-5111
豊見城中央病院 電話:098-850-3811	

7 税金、各種料金の減免・割引

名 称	概 要	対 象	問 い 合 せ
所得税・住民税 の控除	障害者の所得や障害者を扶養する家族の所得に対して控除があります。また障害者の所得によっては県民税、市民税が非課税になることがあります。相続税、贈与税についても控除があります。	知的障害児(者) 身体障害児(者)	税務署 市町村の税務課
自動車税・自動車 取得税の免除	生計を同じくする人が障害児(者)のために使用する自動車について、税が免除される場合があります。	知的障害児(者) 身体障害児(者)	県税事務所(普通乗用車) 自動車税事務所(軽自動車)
交通機関の 運賃割引制度	バス、鉄道、船舶・・・50%の割引 航空機・・・・・・25%の割引 タクシー・・・・・・10%の割引 個人タクシーはなし ※宮古では各タクシー会社に委ねられているため摘要されないかもしれない	知的障害児(者) 身体障害児(者) 年齢、障害の程度により、介護者割引あり	各事業所
有料道路 通行料金の割引	障害者本人、又は介護者が運転して移動する場合50%の割引があります。事前に割引証の交付を受けて下さい。	重度の知的障害者 身体障害者	宮古島市 障がい福祉課 73-1975

NHK料金の割引	障害の種類にかかわらず、障害者を構成員に有する世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合・・・全額免除 視覚・聴覚障害者または重度の障害者が世帯主の場合・・・半額免除	身体障害者 知的障害者 精神障害者 視覚・聴覚障害者	NHK視聴者 コールセンター 0570-077-077
----------	--	-------------------------------------	-----------------------------------

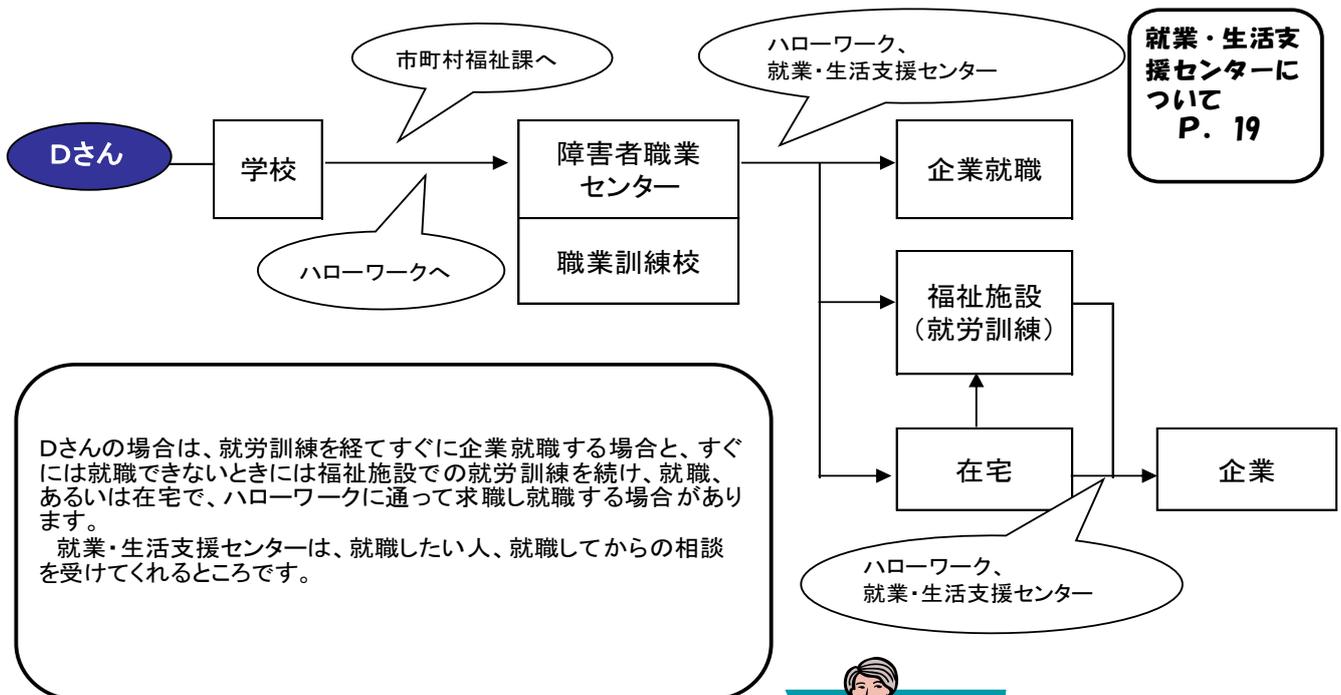
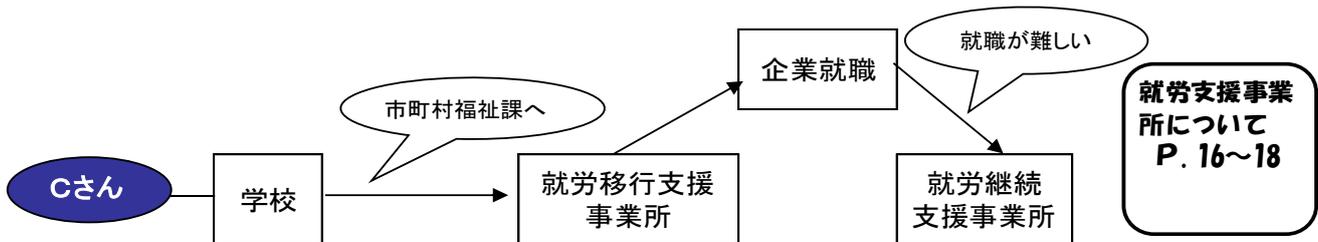
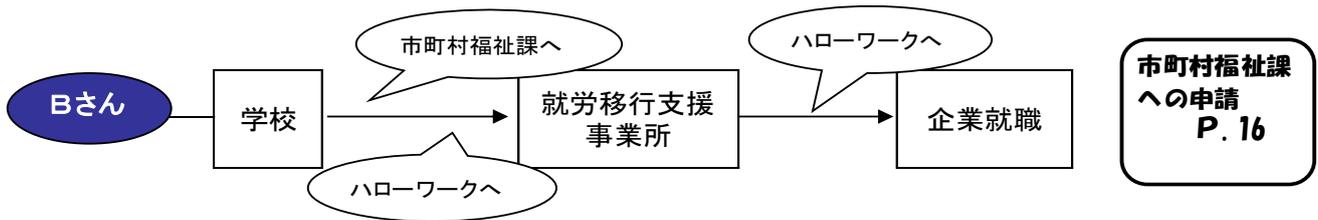
8 その他のサービス

名 称	概 要	対 象	問い合わせ
介護タクシー	観光や買い物など「お出かけ」の手伝い。スロープ車あり。初乗運賃430円。乗降ヘルプ500円。車椅子貸し出しあり	※要予約 障害者手帳を持っている方は1割引	ヘルパーステーション みつば 75-3043
自動車運転免許取得費助成事業	10万円を限度として助成。 ただし運転免許を取得後の支給。	障害者で就労等社会生活活動への参加のため免許を取得しようとする者	宮古島市役所 障がい福祉課 73-1975
障害者自動車改造助成事業	自立した生活・社会活動への参加及び就労に伴い、自らが所有し運転する車を改造する場合、1車輦1回限り10万円を限度	重度身体障害者	宮古島市役所 障がい福祉課 73-1975
手話通訳等派遣事業	手話や通訳ができる人を無料で派遣することにより、意思疎通の円滑化を図る。(公的機関や医療機関での通訳、市民大会、学校等各種行事、公的研修、講座等) 派遣時間…午前8時～午後6時	聴覚障害者等	宮古島市役所 障がい福祉課 73-1975
日常生活用具給付事業	自立生活支援用具等を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図る。費用の給付は補装具に準じる	重度障害児	宮古島市役所 障がい福祉課 73-1975
住宅改造費助成事業	段差解消など住環境の改善を行う場合に給付。原則1回の給付で、20万円を限度	重度障害者	宮古島市役所 障がい福祉課 73-1975
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に対して外出のための支援を行う。利用時間午前8時30分～午後6時、1ヶ月32時間以内	視覚障害児者1・2級 肢体不自由児者1・2級 療育手帳A1・A2 など	宮古島市役所 障がい福祉課 73-1975
日中一時支援事業	障害者等の家族の就労支援及び日常介護の一時的な負担軽減を図る	日中居宅において、看護する者がいない、または介護者の休息が必要と認められた者	宮古島市役所 障がい福祉課 73-1975

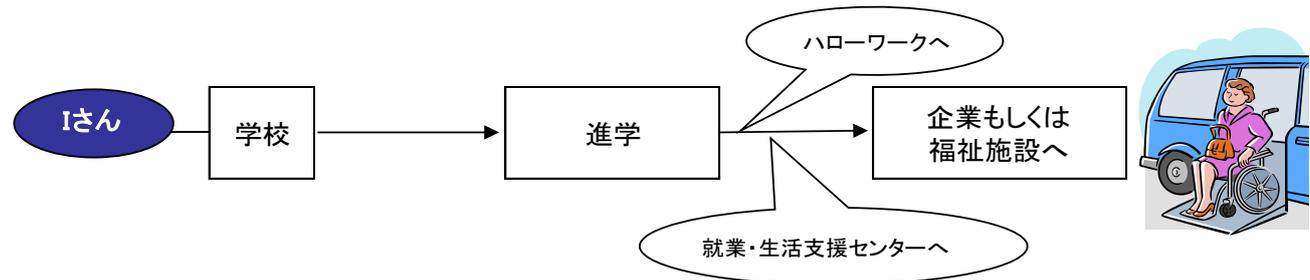
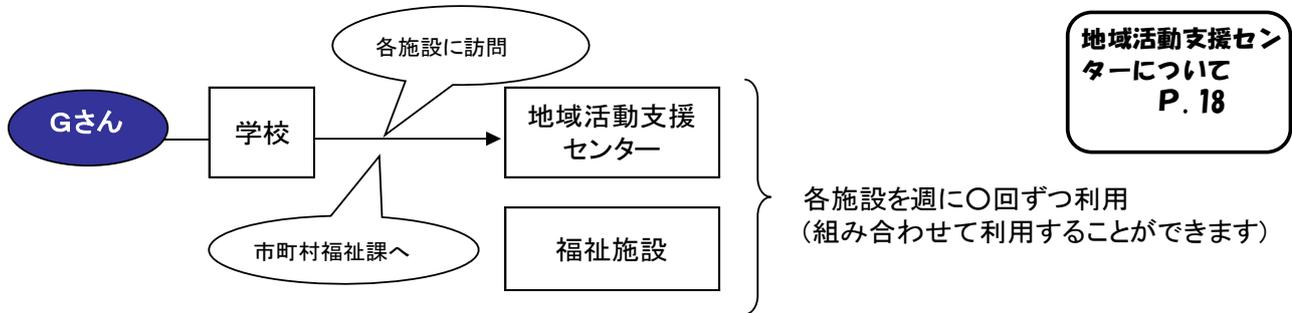
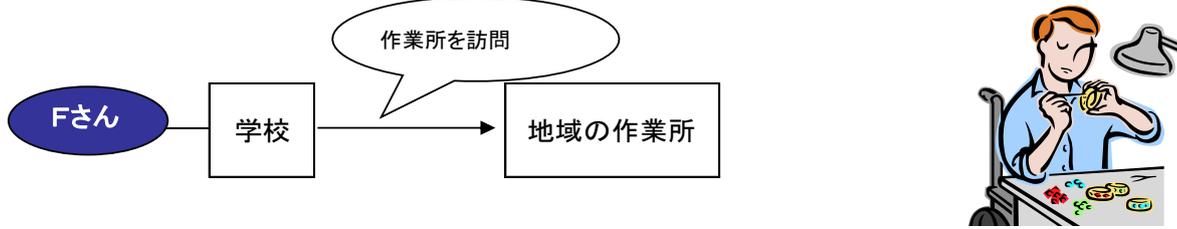
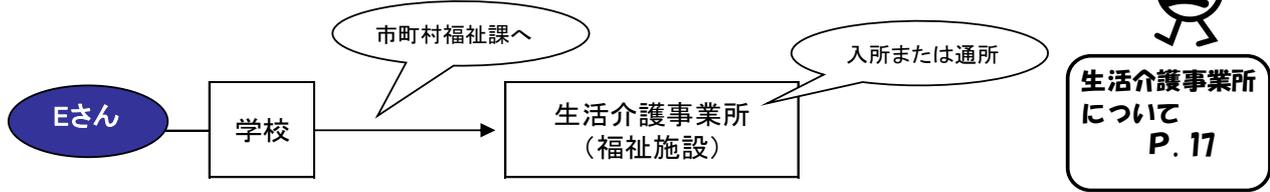
9 あなたの進路はどのタイプ？



進路決定にタイプの限りはありませんが、いくつかのタイプを提示しています。その中で示される支援機関等は各ページにてご確認ください。



9 あなたの進路はどのタイプ？



10 障害者自立支援法のサービス内容

障がいのある方に関して、宮古島市が提供しているサービスには以下のものがあります。

1 自立支援給付

	サービス名	利用対象者	サービス内容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	障害者 障害児	ヘルパーが家に来て、身の回りの手伝いをしてくれます。 (例)・着替えや入浴の手伝い・食事の用意・部屋の掃除、通院送迎など
	重度訪問介護	障害者 (区分4以上)	ヘルパーが体に重い障害のある人の家に来て、身体介護や日常生活、外出の手伝いをしてくれます。
	同行援護	障害者	重度の視覚障害を持つ方の外出時の移動や視覚的情報の支援(代筆・代読など)、食事や排せつの介護など、外出時の援助が受けられます。
	行動援護	障害者 (区分3以上) 障害児	安心して外出できるよう、ヘルパーが行動を共にします。
	重度障害者等 包括支援	障害者 (区分6、 その他)	重い障害のある人が生活するために必要なサービスを組み合わせさせて使えるように、ケアマネジメントが「サービス利用計画」に基づいて複数のサービスを提供します。 (例)・重度訪問介護と短期入所、・生活介護と共同生活介護など
	短期入所 (ショートステイ)	障害者 障害児	家族に用事があるときなどに、施設に短期間泊まることができます。(入院のかわりにつかうことはできません)
	療養介護	障害者 (区分5以上)	障害が重い人が入院して医療を受けながら、日常生活の手伝いを受けることができます。
	生活介護	障害者 (区分3以上)	施設で、日中活動の支援を受けることができます。 (例)・入浴・トイレ・食事の手伝い・作業・創作活動など
	施設入所支援	障害者 (区分4以上)	日常生活の支援を受けながら施設で生活することができます。 (生活介護の利用者→利用期間の制限なし) (自立訓練、就労移行支援の利用者→当該サービス期間限定)

地域相談支援	地域移行支援	障害者 障害児	施設入所者や精神科入院者に対し、居住の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談にのってくれます。
	地域定着支援	障害者 障害児	単身で生活する障害者等に対して連絡体制の確保や緊急時の相談などの支援を行います。

補装具費の給付	障害者 障害児	障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として自立自活するための素地を育成助長することを目的として補装具の購入・修理に関する費用の支援です。
---------	------------	--

訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	障害者 (身体)	身体に障害のある人が、体をうまく動かすことができるように、訓練を受けることができます。 ※訓練プログラムは期限があります。
	自立訓練 (生活訓練)	障害者	障害のある人が、地域での生活に困らないように自分で身の回りのことをする訓練を、施設や自宅で受けることができます。 ※訓練プログラムは期限があります。昼間は就労訓練を受けている人が帰宅後に行う訓練をする宿泊型もあります。 (例)福祉ホーム、通勤寮、入所就労施設
	就労移行支援	障害者	会社に就職するための訓練を受けることができます。 仕事探しの相談にもつてもらえます。 ※訓練プログラムは期限があります。最長2年(1年契約)です。
	就労継続支援 (A型、B型)	障害者 ※就労移行を利用後、または企業退職後	A型:「雇成型」と言われ、利用者と事業者が雇用関係を結び、生産活動の中で就労に必要な訓練を受けることができます。
			B型:「非雇成型」と言われ、一定の賃金体系の生産活動を通し、就労訓練を行います。就職をめざす場合は「就労移行支援」にもう一度挑戦することができます。
共同生活援助☆ (グループホーム)	障害者	障害のある人たちが複数で、アパートや家で一緒に暮らします。世話人から日常生活の手伝いを受けることができます。 (例)食事の用意、お金の管理など	

☆従来のケアホームは、グループホームに一元化されました。

2 地域生活支援事業(市障がい福祉課や、社会福祉協議会にご相談ください)

地域生活支援事業	相談支援事業	障害者	総合的な支援、サービス利用援助など、困ったときや新しくサービスを利用したいときに相談にのってくれます。
	移動支援事業 (ガイドヘルプ)	障害者 障害児	介護給付のサービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援)では対応できない複数利用者の移動や突発的なニーズに対応してくれます。 (例)ヘルパーが外出の手伝いをしてくれます。
	地域活動支援センター	障害者	創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進をおこなっています。スポーツやレク、商品製作など。 ※「地域活動支援センター〇〇」の名称の施設がそうです。
	生活サポート事業	障害者	介護給付非該当の方に対して、ヘルパーを派遣し、生活援助と家事支援を行います。
	日中一時支援	障害者 (障害児)	日中の活動の場を提供し、日常的な訓練、送迎サービス、その他地域のニーズに応じて行う支援です。 (例)障害児タイムケア事業、支援費制度での短期入所
	自動車運転免許取得・改造等事業	障害者	就労及び社会復帰の促進を図るため、自動車運転免許取得および自動車の改造に関する費用の支援をします。
	コミュニケーション支援事業	障害者	意思疎通を図ることに支障のある方に対し、手話通訳者などの派遣を行います。
	成年後見人制度利用支援授業	障害者	知的障がい者・精神障がい者が成年後見制度を利用することを支援します。

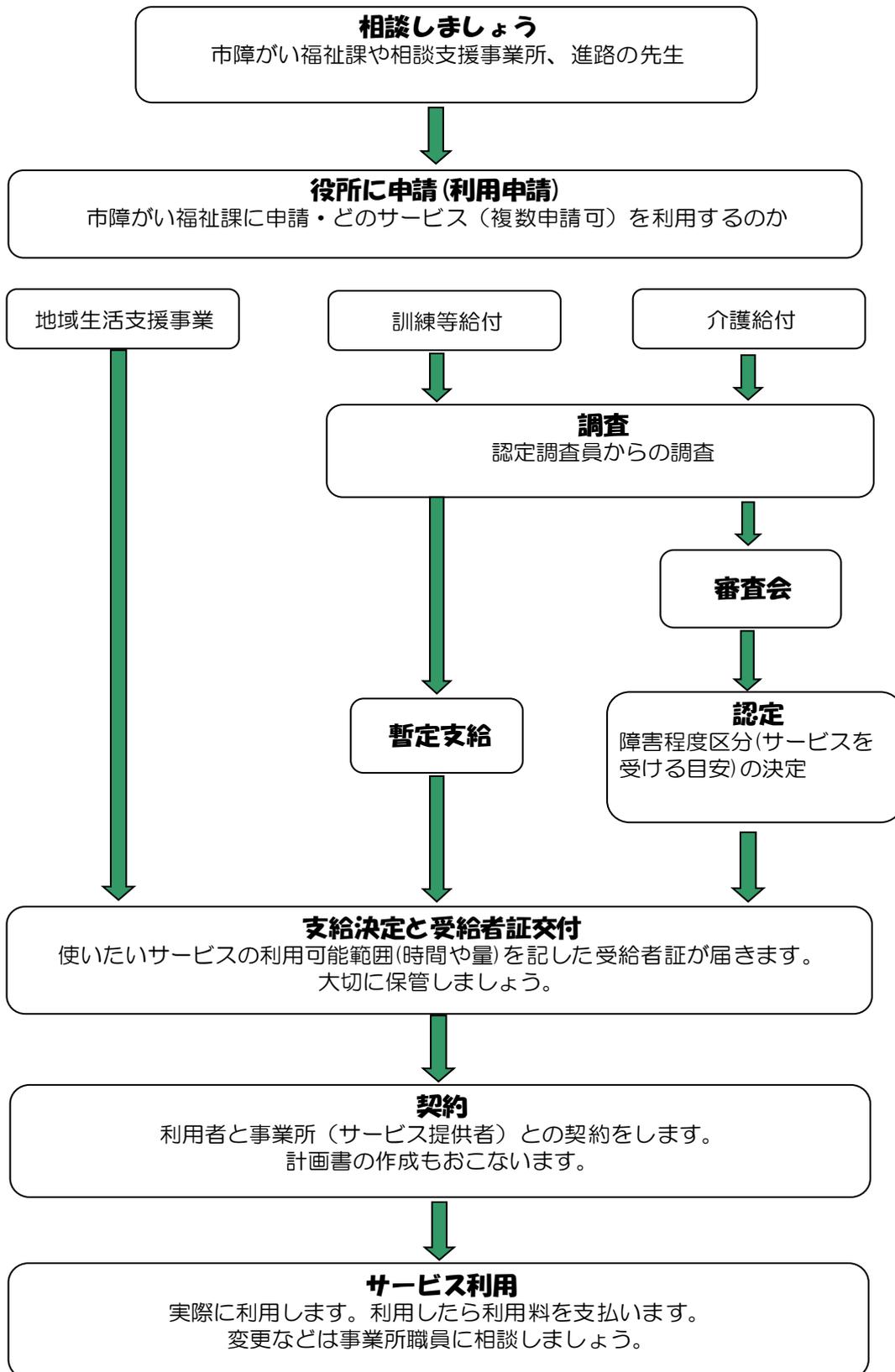
*「地域生活支援事業」は宮古島市在住の方へのサービスです。

* 詳しくは、宮古島市障がい福祉課『みゃーくの障がい者の手引き』をご覧ください。

3 障害児通所給付

児童発達支援	障害児	未就学児の障害児に対して、日常生活における基本的な日常生活の動作および適応訓練などを行います。
放課後デイサービス	障害児	就学児童および生徒に対して、生活能力向上のために必要な訓練や社会交流のための支援などを行います。

サービス利用の手続き



※介護給付は支給決定まで2か月かかることもあります。
※サービスによっては申請後の流れが違います。

11 福祉サービス事業所

宮古島市役所

機関名	住所・連絡先	業務内容
障がい福祉課	宮古島市平良字西里 1140 電話:73-1975	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の福祉に関することを担当しています。

障害者の福祉に関する機関

機関名	住所・連絡先	備考
ふれあいプラザ宮古	宮古島市平良字西里 1472-82 電話:72-6668	精神保健福祉士や相談支援専門員を配置しています。
地域生活支援センター さぼ〜と	宮古島市平良字東仲宗根 234-1 電話:74-3719	療育に関する専門職がいるほか、障害者全般の相談も受けています。
みやこ学園	宮古島市平良字下里 3107-243 電話:73-7770	相談支援専門員を配置し、障害者全般の相談を受けています。
ていだ	宮古島市伊良部字長浜 1392 電話:78-4608	相談員を配置し、障害者全般の相談を受けています。
宮古保健所	宮古島市平良字東仲宗根 476 電話:74-2420	精神保健やアルコール、難病、エイズ、未熟児、感染症、育成医療の相談など。
宮古地域福祉権利擁護センター	宮古島市平良字久貝 706-1 電話:75-3955	福祉サービス利用の援助や日常的な金銭管理など。ある程度の判断能力のある方が対象。

相談支援事業所

施設名	所在地	電話番号	対象者
相談支援事業所 ひらら (ふれあいプラザ宮古)	平良字西里 1472-82	TEL:72-6668 FAX:74-2130	障がい者 障がい児
くこりもや相談支援センター	平良字狩俣 4147-8	TEL:72-5665 FAX:72-5669	障がい者 障がい児
相談支援事業所 ていだ	伊良部字長浜 1392	TEL:78-4608 FAX:78-4608	障がい者 障がい児
相談支援事業所 あげぼの (あげぼの学園)	平良字西仲宗根745-7	TEL:79-0202 FAX:同上	障がい者 障がい児
相談支援事業所 みやこ (みやこ学園)	平良字下里 3107-243	TEL:73-7770 FAX:74-2338	障がい者 障がい児
地域生活支援センターさぼ〜と (ふれあいの里)	平良字東仲宗根 234-1	TEL:74-3719 FAX:73-5540	障がい者 障がい児
相談支援事業所 そうだんの窓口	平良字東仲宗根770-5	TEL:79-5474 FAX:79-5475	障がい者 障がい児
相談支援事業所 おおしお (青潮園)	平良字下里2632-1	TEL:72-7795 FAX:72-4554	障がい者
わかば相談支援センター	平良字東仲宗根676-9	TEL:72-8403 FAX:72-8423	障がい者
相談支援事業所 チョコっと	平良字東仲宗根779-1 (前泊アパート1階)	TEL:79-5187 FAX:79-5188	障がい者 障がい児
支援センター fit	平良字西里1352-2	TEL:79-5115 FAX:79-5005	障がい者 障がい児
相談支援事業所 サンライズ	平良字下里1541-2 サンヒルズオオハマⅡ 101号	TEL:72-3556 FAX:79-5119	障がい者 障がい児
なんでも相談(まんまる)	下地字川満 881-2	TEL:79-7331 FAX:79-7334	障がい者 障がい児
社協相談支援センター	上野字新里 420-1	TEL:76-2540 FAX:76-2856	障がい者

相談支援センターのんのん	平良字東仲宗根 427-6	TEL:79-6645 FAX:79-6648	障がい者 障がい児
--------------	---------------	----------------------------	--------------

就労相談の場

障害者・生活支援センターみやこ(ナカボツ)	平良字下里 1202-8 1階	TEL:79-0451 FAX:75-3450	障がい者
-----------------------	-----------------	----------------------------	------

生活介護・生活訓練

(介護:生産活動を行いながら日常生活に必要な知識能力の向上を目指す)

(訓練:生産活動を行いながら自立した社会生活が出来るよう生活能力の向上を目指す)

施設名	所在地	電話番号	内容
障害者デイサービスセンターいけむら	平良字荷川取 266-1	TEL:74-3715 FAX:73-5540	手芸、園芸、立位訓練、音楽療法、機能訓練、パソコン等
青潮園	平良字下里 2632-1	TEL:72-7795 FAX:72-4554	創作的活動、機能訓練等
生活介護事業所みやこ	平良東字仲宗根 491-1 1F南	TEL:79-0658 FAX:79-0656	創作的活動、生産活動等
デイサービスカラー	平良字西里 1352-2	TEL:79-5115 FAX:79-5005	自立活動支援、身体機能や生活能力の向上等
生活介護あけぼの学園	平良字西仲宗根 745-5	TEL:72-1660 FAX:72-4961	創作活動、自立活動支援等
すこやかデイサービスセンター	伊良部字長浜 1320-1	TEL:78-6116 FAX:78-6122	機能訓練、創作活動、自立活動支援等
共生型生活介護はなまる(まんまる)	下地字川満 881-2	TEL:79-7331 FAX:79-7334	日常生活訓練、社会適応訓練等

就労移行支援・就労継続支援施設

施設名	所在地	電話番号	内容
くこりもや(継続B型)	平良字狩俣 4147-8	72-5665	農作業、野菜栽培及び加工、月桃加工工芸品作り等
青潮園(継続B型)	平良字下里 2632-1	72-7795	農作業、野菜作り・販売、かりゆしウェア作り・販売等
みやこ学園(就労移行、継続B型)	平良字下里 3107-243	73-7770	室内作業(ビーズ製品、咲織り等)、園芸(草花育苗販売)、公園掃除、花壇植栽等
アダナスパン工房(継続B型)	宮古島市久貝 1264	74-1188	パン製造・販売
レストラン太平山(継続B型)	宮古島市久貝 1264	79-5523	レストラン
野菜ランドみやこ(継続A型)	平良字西仲宗根 741-1	73-1717	水耕栽培野菜販売
わかば自立支援センター(継続B型)	平良字東仲宗根 676-9	72-8403	銅線仕分け、公園清掃、手工芸、黒糖作り等
美しい舎(継続B型)	平良字西仲宗根 1327-1	73-5305	封筒作成、清掃作業、喫茶
あけぼの学園(継続B型)	平良字西仲宗根 745-5	72-4960	農作業、清掃作業、花壇植栽など
グットライ(継続A型、継続B型)	平良字下里 1013-1	79-5077	手芸、ラベル貼り、委託清掃など
伊良部島ハーブペラ畑(継続B型)	伊良部字仲地 489-1	78-5150	農作業、ハーブ加工等
オハナ宮古(継続A型)	平良字西里 860-11	72-1685	月桃商品・パッチワーク製作等
ビザライ「夢工房宮古」(継続A型、B型)	平良字久貝 875-2	79-0361	委託清掃業務、お菓子製造、PC入力等
手しごと事業所ビッグスマイル(ブリッジ)(継続A型)	平良字東仲宗根 163-1	79-0585	弁当製造、販売、配達、簡単なパソコン入力作業など

ステップ(継続A型)	平良字下里 2048	72-7558	ゴミ袋点字、施設、委託清掃、軽作業等
おおぞら(継続B型)	伊良部字長浜 1392	78-3783	農作業、清掃作業、室内作業
特定非営利活動法人やすらぎ	城辺字西里添788	77-7800	農作業、宮古島市内公園草刈り・清掃、やすらぎ弁当
ハートフルふきあげみやこ事業所	下地字洲鎌 296-2	79-7685	パン製造、加工、販売、マンション清掃等
宮古島カルディア(継続B型)	城辺比嘉 628-5 城辺中央クリニック敷地内	080-7844-1719	室内:お箸入れ、新聞紙バッグ作成等 室外:アパート・ホテル清掃、農作業(きのこ)

市役所のHPにある、みゃーくの障がい者の手引きもご活用ください。QRコードを読み取ると、情報を確認することができます。



就労支援事業所情報



日中活動の場



住まいの場

地域活動支援センター（専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。）

施設名	所在地	電話番号	内容
地域活動支援センターひらら(ふれあいプラザ宮古)	平良字西里 1147-82	72-6668 FAX:74-2130	人・もの・制度、あらゆる社会資源を使って、当事者の日常生活を応援する。
デイサービスセンターいけむら	平良字荷川取 266-1	74-3715 FAX:73-5540	障害児等療育支援事業、指定相談事業所ならびに相談事業所、施設支援
地域活動支援センターあだん	平良字東仲宗根 494-2	73-0072 FAX:73-0072	手工芸等の製作・販売の支援、パン販売の支援、日常生活の支援、利用者宅訪問支援、地域行事等交流参加、野菜ランドの作物販売

自立生活センター（一定地域の障害者すべてに、障害種別を問わず総合的なサービスを提供する。）

自立生活センターまんだ	平良字西里 790-2	79-0341 FAX:79-0324	重度障害者の地域移行(自立支援)などの相談に障害当事者が相談に応じてくれます。
-------------	-------------	------------------------	---

グループホーム

施設名	所在地	電話番号	内容
とびうおハウス	平良字東仲宗根 234-1	73-5305	手芸、園芸、立位訓練、音楽療法、機能訓練、パソコン等
グループホームみやこ	平良字下里 1476-1	73-8883	地域で自立した生活を送るための共同生活の場。女性のみ
グループホームわかば	平良字東仲宗根 676-9	72-8403	地域で自立した生活を送るための共同生活の場。男性のみ
グループホームとも	平良字下里 1445-2	73-4525	地域で自立した生活を送るための共同生活の場。女性、男性、ショートステイ用個室あり。
ケアホームくこりもや	平良字狩俣 1463、1552	72-5665 (くこりもや)	日中活動の中で喜びや楽しみなど快適な生活が送れるよう支援します。男子寮、女子寮あり。
共同生活援助事業所ドリームハウス	平良字西里 270-1	79-5323	宮古地区手をつなぐ育成会が設立した小規模グループホーム。
グループホームあけぼの	平良字西仲宗根 745-23	72-3858	地域で自立した生活を送るための共同生活の場。
グループホーム イース	平良字下里 10	79-5477	小規模でアットホームなグループホーム。
グループホーム イースⅡ	平良字東仲宗根 770-4	79-5477	地域で自立した生活を送るための共同生活の場。

短期入所施設:ショートステイ（在宅介護者が病気や地区事業への参加などにより、一時的に介護できなくなった場合に、入浴、排泄、食事などのサービスを受けるもの。）

施設名	所在地	電話番号	内容
青潮園	平良字下里 2632-1	72-7795 FAX:72-4554	療護施設に準じた活動を行っている。
ふれあいの里	平良字西仲宗根 1327-1	73-5305 FAX:73-5306	身体障害者・知的障害者・精神障害者および障害児の短期入所サービス
あけぼの学園	平良字西仲宗根 745-5	72-1660 FAX:72-4961	知的障害者の短期入所サービス
漲水学園	平良字西仲宗根 745-5	72-4960 FAX:72-4961	障害児の短期入所サービス

入所施設

施設名	所在地	電話番号	内容
青潮園	平良字下里 2632-1	72-7795 FAX:72-4554	常時介護等が必要な方に生活の場ができるよう、施設の機能と職員の能力を十分活用し、一人ひとりの人権を尊重した支援の充実強化。
ふれあいの里	平良字西仲宗根 1327-1	73-5305 FAX:73-5306	快適な生活が送れるよう支援する 健康と食事の管理を行う 日中活動の中に作業援助を取り入れる
あけぼの学園	平良字西仲宗根 745-5	72-1660 FAX:72-4961	知的障害者を入所させて、保護するとともに、その更生に必要な支援および訓練を行う。作業支援、生活支援。

12 就職するための支援機関

就職するための支援機関1 ハローワーク(公共職業安定所)
ハローワーク宮古 宮古島市字下里1020
TEL 0980-72-3329



「就職したい」と思ったら、学生なら進路の先生、卒業して授産施設など福祉就労している人は施設の職員、「就業・生活支援センター」などに相談しましょう。

就職する決意が固まったら、次はハローワークで**求職登録**を行います。

求職登録

住所、学歴、職歴、希望職種、資格、障害種別、障害程度、生活保護の有無、家庭環境などの確認を行います。

求職登録したけれども、企業との条件が合わず、就職できないときや就職のための知識や訓練を受けたいときの**支援機関**も利用できます。

ハローワークに「求人登録」している会社の情報を見て、自分が働きたいと思ったら、ハローワークから紹介してもらえます。

就職するための支援機関2 就業・生活支援センター
障害者就業・生活支援センターみやこ 宮古島市平良字下里1202-8
TEL 0980-79-0451

○就労支援員、生活支援員などの専門家による、就労及び生活支援の機関となっています。

対象者支援	<p>【相談支援相談】 今後の支援をどのようにしていくのかを一緒に考えていきます。</p> <p>【職場開拓支援】 やりたい仕事、できそうな仕事を探します</p> <p>【実習支援】 通勤や職業生活(仕事をする際の生活の仕方)などの支援、本人と一緒に事業所に入り、作業を一緒に覚えたり、一緒に改善方法を考えながら、実習先での雇用を目指して支援します</p>
事業所支援	<p>【雇用受入相談】 障害特性の説明(本人の特性について説明します)、諸制度の活用紹介(雇用にあたっての各種援助制度の紹介をします)、作業の選定(本人にあった作業を選ぶ相談をします)</p> <p>【作業指導支援】 障害特性の説明、指導方法のアドバイス、コミュニケーションのアドバイス</p>
家族支援	<p>【状況報告】 事業所と家族の橋渡しをしながら本人の様子を報告相談します</p> <p>【職業生活維持】 仕事をするにあたって生活面の支援の協力方法をアドバイスします</p>
連携支援	ハローワークや障害者職業センター、行政など、様々な機関と連携をし、就職や生活に向けた支援をします

※詳しくはみやこ福祉会のHP(<http://www.miyakofukushikai.jp>)をご覧ください。

就職するための支援機関3 障害者地域生活支援センター(指定相談指定事業所)
障害者地域生活相談支援センターさぽ〜と 宮古島市平良字東仲宗根234-1
TEL 0980-74-3715

障害者本人や介護されている方などから日常生活に関することや、介護サービス、就労支援など、様々な相談に応じてくれる機関です。

支援内容

本人はもちろん、家族や施設職員、教育職員からの相談にもものってくれます。
2名の相談支援専門員がいます。福祉サービスに関する相談、就労に関する相談、療育に関する相談などに応じてくれます。必要に応じて、医療や行政、職場や関係機関と連携を取って各種手続きや連絡調整も行ってくれます。

13 職業訓練

1 県内職業能力開発校(障害者職業訓練)

各コース一定期間で基本的な知識や技術の習得を目指します。

(1) 具志川職業能力開発校

- | | |
|----------------------|------------|
| ①オフィスビジネス科(身体障がい者対象) | 期間6ヶ月 |
| ②総合実務科(知的障がい者対象) | 定員15名 期間1年 |

(2) 浦添職業能力開発校

- | | | |
|--------------------|----------------|-------|
| ①オフィスビジネス科(障がい者対象) | 定員 前期10名 後期10名 | 期間6ヶ月 |
|--------------------|----------------|-------|

2 障害者委託訓練(県内)

沖縄県事業「障害者の態様に応じた多様な委託訓練」に基づき、沖縄県立浦添職業能力開発校で行う訓練を、委託を受けた各機関、各事業所などが原則3ヶ月の期間で障害を持つ方への職業訓練を行い、就職してもらおうという訓練です。

※委託先により取得可能資格は異なるのでハローワークにあるパンフレットをご覧ください。
※近隣では、みやこ学園が「しごと準備講座」として行っています。

○訓練コース(3ヶ月間)

- ①知識・技能習得訓練コース
就職に必要な知識・技能の習得するためのコース
- ②実践能力習得訓練コース
就職に必要な実践的な職業能力の開発・向上を図るコース

14 障害者雇用における各種支援制度

* 以下の各支援制度及び助成金については、要件や変更等がありますので、詳しくは各窓口もしくは障害者就業支援事業所(社会福祉法人みやこ福祉会内)にお問い合わせして下さい。

(1)ハローワーク宮古:0980-72-3329

(2)独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

沖縄障害者職業センター:098-861-1254

(3)社会法人沖縄雇用開発協会:098-891-8460(障害者業務課)

(1) ハローワークが窓口となっている制度

制度名	概要	助成期間 (訓練期間)	支給額 (訓練費)
障害者試行雇用 (トライアル雇用)事業	障害者を原則3ヶ月間、試行雇用(トライアル雇用)の形で受け入れていただき、その後に常用雇用への移行を図ることを目的と、トライアル雇用終了後にトライアル雇用奨励金が事業主へ支給される。	原則3ヶ月	月4万円
特定求職者 雇用開発助成金	ハローワーク等の紹介で常用雇用として障害者を雇用した場合、雇い入れた障害者に支払った賃金の一部を国が一定期間助成する。短時間労働者以外の者と短時間労働者(1週間で20~30時間)で助成金が異なる。 右は短時間労働者以外の者の例	重度障害者等 を除く身体・知的障害者 2年(1年)	120万円 (50万円)
		重度障害者 1年6ヶ月 ~2年	100万円 ~ 240万円
職場適応訓練	障害者等の能力に適した作業について、事業所内で訓練を行い、訓練終了後は事業所に引き続き雇用してもらうことを目的とした制度。訓練期間中、事業主には訓練費が、訓練生には訓練手当てが支給される。	6ヶ月以内 (重度障害者:1 年以内)	月24,000円 (重度障害者: 25,000円)
精神障害者等 ステップアップ雇用奨励金	直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害及び発達障害のある方を試行的に雇用し、週10時間以上の就業から始めて、一定期間中に、週20時間以上の就業を目指すことを目的とした制度。奨励金が事業主に支給される。 また、同時期に2~5人のグループでステップアップ雇用を実施し、支援担当者を専任して対象者たちの援助を行う場合には、この奨励金に加えて、グループ雇用奨励加算金が支給される。	3ヶ月~ 12ヶ月	1人につき 月25,000円 + (1グループに 月25,000円)

発達障害者 雇用開発助成金	・地域障害者職業センターにおいて支援を受けた発達障害者について、ハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れる事業主に対して支給される。	短時間労働者 以外の者 2年(1年)	120万円 (50万円)
難治性疾患患者 雇用開発助成金	・難治性疾患患者について、ハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れる事業主に対して支給される。	短時間労働者 2年(1年)	80万円(30万円)

(2) 沖縄障害者職業センターが窓口となっている制度

制度名	概要	支援期間	フォローアップ期間
職場適応援助者 (ジョブコーチ)支援制度	障害者本人、事業所、家族への支援を基本とし、本人が職場で適応、定着できるようにジョブコーチを派遣し、直接事業所に入りながら、共に支援していく。雇用の前後を問わずいつからでも、集中的な支援期間が必要に応じて設定出来る。また、集中的な支援の後もフォローアップ期間が設けられており、その期間内にも相談及び支援を行うことができる。	1ヶ月 ～ 8ヶ月	支援期間 終了後から 数週間～数 か月に一度訪 問 必要に応じて

(3) 沖縄雇用開発協会が窓口となっている制度

制度名	概要
障害者作業施設設置等 助成金	障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主が、その障害者が作業を容易に行うことができるよう配慮された施設または改造等がなされた作業設備の整備等を行う場合に、その費用の一部を助成するもの。
障害者福祉施設設置等 助成金	労働者である障害者の福祉の増進を図るための、障害特性による課題に配慮した休憩室等の福祉施設の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するもの。
重度障害者等通勤対策 助成金	労働者である障害者の特性による通勤等の課題を軽減または解消するための措置を行う場合に、その費用の一部を助成するもの。
障害者介助等助成金	労働者である障害者の障害特性に応じた雇用管理を適切に行うために必要となる業務に係る介助等の措置を行う場合に、その費用の一部を助成するもの。 I. 職場介助者の配置又は委嘱助成金 II. 職場介助者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金 III. 手話通訳・要約筆記等担当者の委託助成金 IV. 障害者相談窓口担当者の配置助成金 V. 職場復帰支援助成金 VI. 職場支援員の配置又は委嘱助成金 VII. 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金

* 各種助成金については対象障害、助成率、支給限度額等、支給期間等の要件がありますので、窓口にお問い合わせください。

15 重度判定(重度知的障害者判定)について

高等部3年生の一般就労を希望する生徒を対象に、障害者職業センターによる重度知的障害者判定の検査が行われます。簡単な器具を用いた検査や、本人・保護者・担任からの聞き取り調査などが行われます。

ここでの重度とは、療育手帳の判定とは異なります。また重度に判定されたからといって、一般企業で働けないということでもありません。

企業側にとっては障害者を採用しやすい状況を作る場合もあります。例えば、企業には、法律により一定の割合(法定雇用率)に相当する人数以上の身体障害者又は知的障害者を常用労働者として雇用することが義務付けられています。重度と判定された障害者を一人雇った場合、助成金等が増えたり雇用率が2人分で計算されます。

障害者(重度判定されない)1人雇う → 雇用率は1人

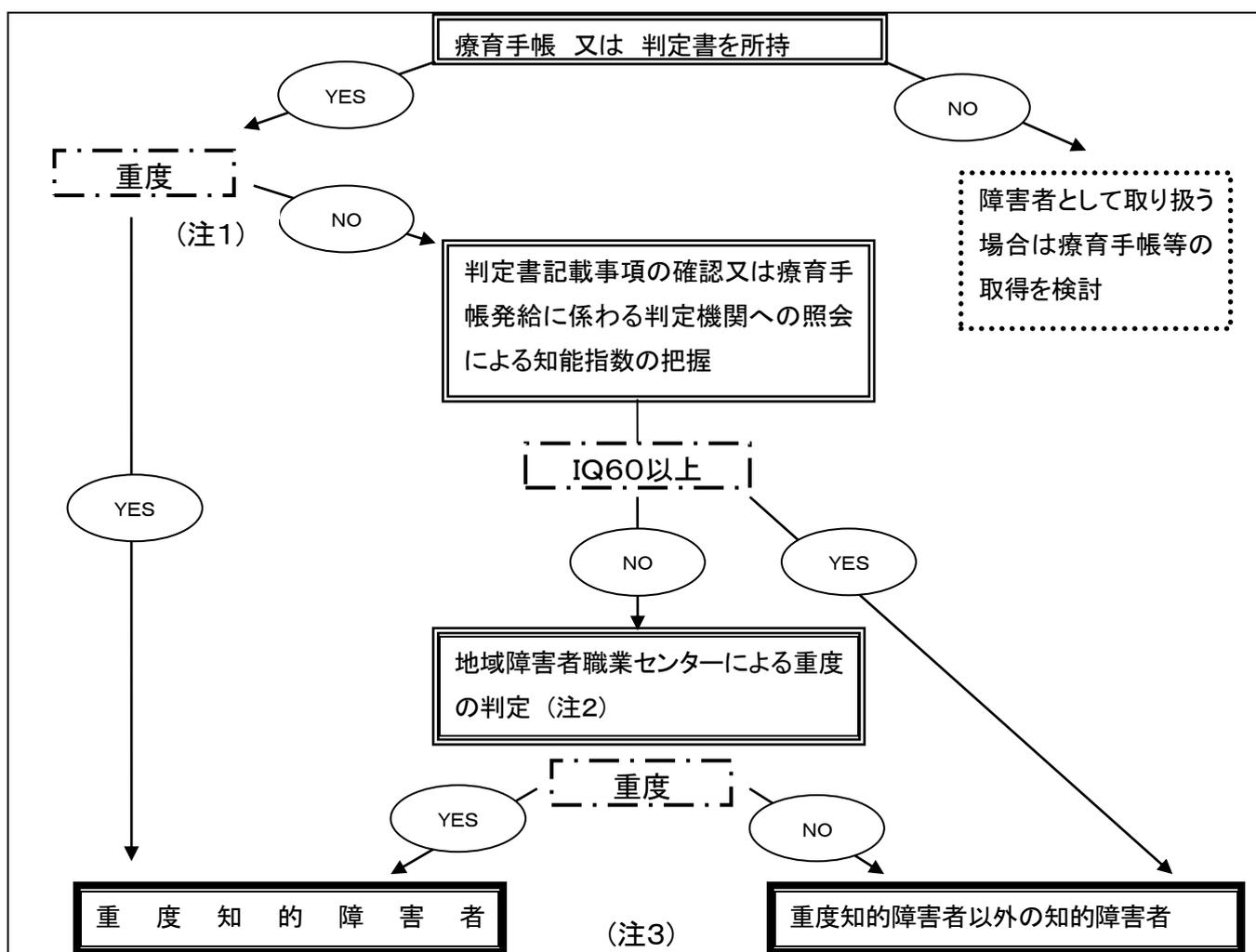
障害者(重度判定された) 1人雇う → 雇用率は2人(ダブルカウント)

重度判定は、IQ59以下の者が対象となります。

・IQ=～49……器具検査による判定(手腕作業検査)

・IQ=50～59……社会生活能力調査(コミュニケーション、移動能力、生活能力等)

重度知的障害者判定業務の流れ



(注1) ここでいう「重度」とは、療育手帳「A1」又は「A2」と判定された者、判定書(児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健センター等によるもの)で療育手帳の重度相当、年金の1級相当等と判定された者。

(注2) IQが60未満の場合、地域障害者職業センターへ重度判定を依頼。

(注3) 地域障害者職業センターから、公共職業安定所と本人に文書でそれぞれ結果を通知

進路の手引き(令和6年度)

平成22年1月20日	第1版発行
平成22年12月24日	第2版発行
平成23年12月22日	第3版発行
平成24年12月21日	第4版発行
平成25年12月20日	第5版発行
平成26年12月19日	第6版発行
平成27年12月18日	第7版発行
令和元年9月12日	第8版発行
令和2年5月29日	第9版発行
令和4年4月18日	第10版発行
令和6年4月23日	第11版発行

沖縄県立宮古特別支援学校

〒906-0002

沖縄県宮古島市平良字狩俣 4005-1

Tel:0980-72-5117 Fax:0980-72-5320